

令和 7 年 9 月 1 日 議決・専決

令和 7 年 1 0 月 1 日施行

令和 7 年 9 月 2 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町条例第 2 4 号

佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第 2 4 号

佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐用町職員の育児休業等に関する条例（平成17年佐用町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「「短時間勤務職員」」を「「定年前再任用短時間勤務職員等」」に改め、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷

又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第19条中「部分休業」を「育児休業法第19条第１項に規定する部分休業」に改める。

第20条第１項を次のように改める。

育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年10月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の４の規定の適用については、同条第１項中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２項中「10」とあるのは「５」とする。